

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225連動型)

投資信託説明書 (目論見書) 訂正事項分

2007.04

1. この投資信託説明書 (目論見書) により行う「りそな・日経225オープン」の募集については、委託会社は証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年4月11日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・日経225オープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225連動型)

投資信託説明書 (交付目論見書) 訂正事項分

2007.04

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書 (交付目論見書) により行う「りそな・日経225オープン」の募集については、委託会社は証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年4月11日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書 (交付目論見書) は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書 (請求目論見書) は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日経225オープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成19年4月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日経225オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）2006年10月（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

以下は訂正後の内容のみ記載しております。

「投資信託振替制度への移行について」（お知らせ）は削除され、「金融商品取引法の施行について」が追加されます。「金融商品取引法の施行について」は、下記の全文が追加されます。

金融商品取引法の施行について

証券取引法等の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

【参 考】 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項	投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替機関は、下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法等

- 1)ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2)分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。
「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。
「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はございません。

- 3)毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行なう「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

4) (略)

日本以外の地域における発行 (略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

— その他

委託会社へのお問い合わせ先

(以下略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

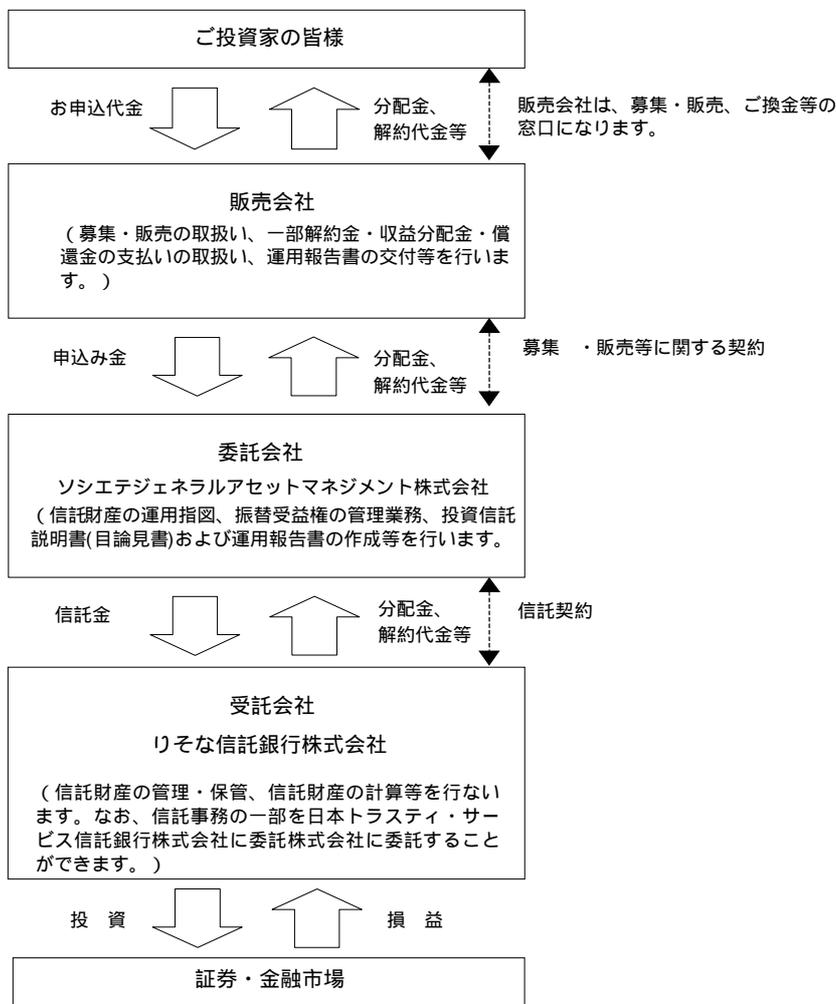
1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み(原交付目論見書7~8ページ)

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

委託会社及びファンドの関係法人

以下の通りに更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。



委託会社の概況

以下の通りに更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる (現・SGAMノースパシフィック(株))		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	SGAMノースパシフィック(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

(以下略)

2 投資方針

(4) 分配方針 (原交付目論見書11ページ)

収益の分配

毎決算時(毎年7月11日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲 (略)
- 2) 収益分配金額 (略)
- 3) 留保益の運用方針 (略)

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限 (原交付目論見書12～16ページ)

信託約款に基づく投資制限 (略)

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投資信託法」という。)等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限 (略)

(ロ) 先物取引等の評価損の制限(削除)

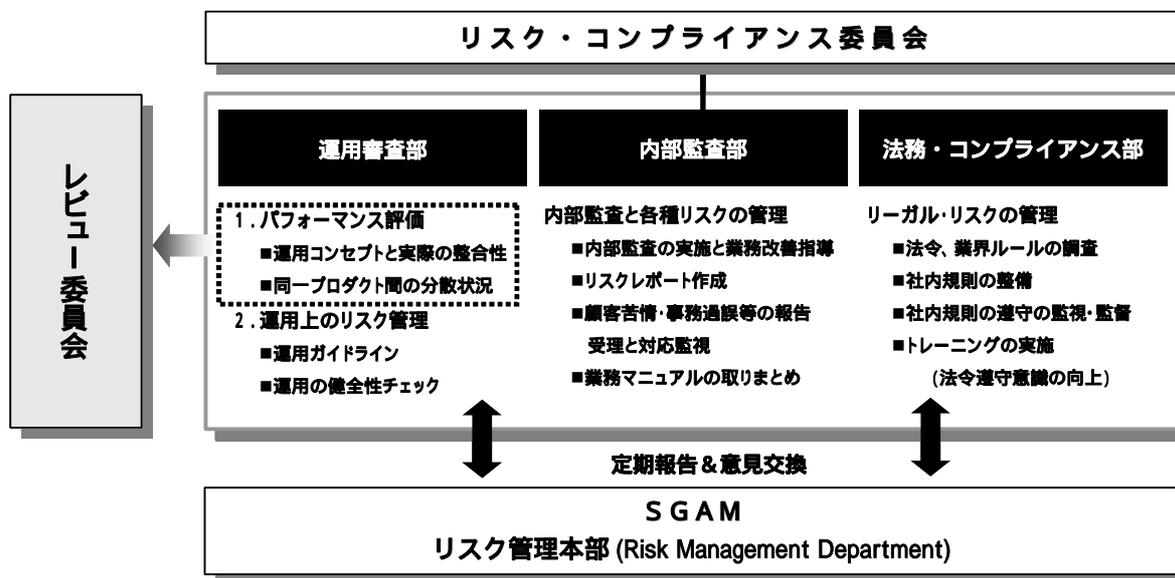
(削除)

3 投資リスク

(2) リスク管理体制（原交付目論見書 18 ページ）

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い（原交付目論見書 20～22 ページ）

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

(イ) (略)

(ロ) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社がその買取った振替受益権を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

(以下略)

法人の受益者に対する課税

(イ) (略)

(ロ) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社がその買取った振替受益権を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

(以下略)

個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれず、また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

(以下略)

5 運用状況（原交付目論見書22～26ページ）

(1) 投資状況

（平成19年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・日経225オープン マザーファンド 受益証券	日本	31,382,044,633	99.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	47,254,185	0.15
合計（純資産総額）	-	31,429,298,818	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）りそな・日経225オープン マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	46,624,925,100	79.40
株価指数先物取引（大証日経平均先物（買建））	日本	2,192,500,000	3.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,905,385,834	16.87
合計（純資産総額）	-	58,722,810,934	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注）株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成19年2月28日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 （口）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日経 225オープン マザーファンド	29,436,304,881	0.9353	27,531,775,956	1.0661	31,382,044,633	99.85

* 全1銘柄

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

* 投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

(参考)りそな・日経225オープン マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

(平成19年2月28日現在)

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	218,000	5,880.88	1,282,031,840	5,540.00	1,207,720,000	2.06
2	日本	株式	京セラ	電気機器	109,000	10,285.73	1,121,144,570	10,780.00	1,175,020,000	2.00
3	日本	株式	ファナック	電気機器	109,000	10,557.99	1,150,820,910	10,580.00	1,153,220,000	1.96
4	日本	株式	T D K	電気機器	109,000	9,435.32	1,028,449,880	9,870.00	1,075,830,000	1.83
5	日本	株式	キヤノン	電気機器	163,500	6,225.78	1,017,915,030	6,470.00	1,057,845,000	1.80
6	日本	株式	ファーストリテイ リング	小売業	109,000	9,848.19	1,073,452,710	9,680.00	1,055,120,000	1.80
7	日本	株式	K D D I	情報・通信業	1,090	846,119.73	922,270,505	927,000.00	1,010,430,000	1.72
8	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	327,000	2,567.91	839,706,570	2,995.00	979,365,000	1.67
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	218,000	4,385.58	956,056,440	4,420.00	963,560,000	1.64
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	109,000	8,571.82	934,328,380	8,600.00	937,400,000	1.60
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	109,000	7,783.74	848,427,660	8,140.00	887,260,000	1.51
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	109,000	7,364.56	802,737,040	8,020.00	874,180,000	1.49
13	日本	株式	信越化学工業	化学	109,000	7,311.66	796,970,940	7,420.00	808,780,000	1.38
14	日本	株式	ソニー	電気機器	109,000	5,582.20	608,459,800	6,170.00	672,530,000	1.15
15	日本	株式	エーザイ	医薬品	109,000	6,054.00	659,886,000	6,030.00	657,270,000	1.12
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ データ	情報・通信業	1,090	579,497.33	631,652,089	600,000.00	654,000,000	1.11
17	日本	株式	セコム	サービス業	109,000	5,915.66	644,806,940	5,970.00	650,730,000	1.11
18	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	109,000	4,951.65	539,729,850	5,190.00	565,710,000	0.96
19	日本	株式	C S Kホールディン グス	情報・通信業	109,000	5,286.25	576,201,250	5,190.00	565,710,000	0.96
20	日本	株式	富士フイルムホル ディングス	化学	109,000	4,698.90	512,180,100	5,090.00	554,810,000	0.94
21	日本	株式	住友不動産	不動産業	109,000	3,933.59	428,761,310	4,720.00	514,480,000	0.88
22	日本	株式	デンソー	輸送用機器	109,000	4,379.91	477,410,190	4,610.00	502,490,000	0.86
23	日本	株式	テルモ	精密機器	109,000	4,419.23	481,696,070	4,530.00	493,770,000	0.84
24	日本	株式	ダイキン工業	機械	109,000	3,905.13	425,659,170	4,230.00	461,070,000	0.79
25	日本	株式	オリンパス	精密機器	109,000	3,672.38	400,289,420	3,970.00	432,730,000	0.74
26	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	109,000	4,488.09	489,201,810	3,900.00	425,100,000	0.72
27	日本	株式	第一三共	医薬品	109,000	3,498.57	381,344,130	3,810.00	415,290,000	0.71
28	日本	株式	セブン&アイ・ホ ールディングス	小売業	109,000	3,728.79	406,438,110	3,800.00	414,200,000	0.71
29	日本	株式	三菱地所	不動産業	109,000	3,120.12	340,093,080	3,690.00	402,210,000	0.68
30	日本	株式	ミツミ電機	電気機器	109,000	2,495.27	271,984,430	3,520.00	383,680,000	0.65

* 上位30銘柄

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

(平成19年2月28日現在)

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	18.04
		情報・通信業	6.92
		医薬品	5.71
		輸送用機器	5.64
		化学	5.06
		小売業	4.03
		機械	3.29
		食料品	3.18
		不動産業	2.58
		建設業	2.33
		精密機器	2.29
		卸売業	2.27
		銀行業	1.99
		サービス業	1.83
		非鉄金属	1.81
		陸運業	1.53
		ガラス・土石製品	1.48
		保険業	1.14
		繊維製品	1.06
		その他製品	1.06
		証券、商品先物取引業	1.00
		その他金融業	0.80
		海運業	0.64
		石油・石炭製品	0.60
		ゴム製品	0.60
		鉄鋼	0.48
		金属製品	0.43
		電気・ガス業	0.43
		パルプ・紙	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.38
鉱業	0.18		
水産・農林業	0.14		
空運業	0.13		
合計			79.40

*投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日経平均株価指数 先物取引(買建)	大阪	125	2,238,481,250	2,192,500,000	3.73
合計		125	2,238,481,250	2,192,500,000	3.73

*投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

*株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成19年2月28日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当たりの純資産額)の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末(平成12年7月11日)	6,413	6,413	9,883	9,883
第2期計算期間末(平成13年7月11日)	16,069	16,069	6,799	6,799
第3期計算期間末(平成14年7月11日)	17,625	17,625	5,954	5,954
第4期計算期間末(平成15年7月11日)	26,209	26,209	5,477	5,477
第5期計算期間末(平成16年7月12日)	35,483	35,483	6,571	6,571
第6期計算期間末(平成17年7月11日)	39,774	39,774	6,646	6,646
第7期計算期間末(平成18年7月11日)	45,029	45,029	8,812	8,812
第8期中間計算期間末(平成19年1月11日)	39,702	39,702	9,596	9,596
平成18年2月末日	41,739	-	9,208	-
3月末日	40,741	-	9,724	-
4月末日	40,570	-	9,633	-
5月末日	42,000	-	8,810	-
6月末日	45,078	-	8,833	-
7月末日	46,536	-	8,797	-
8月末日	47,155	-	9,184	-
9月末日	48,732	-	9,201	-
10月末日	45,254	-	9,349	-
11月末日	46,749	-	9,276	-
12月末日	40,847	-	9,820	-
平成19年1月末日	37,179	-	9,900	-
2月末日	31,429	-	10,020	-

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(H11.7.23~H12.7.11)	0
第2期計算期間(H12.7.12~H13.7.11)	0
第3期計算期間(H13.7.12~H14.7.11)	0
第4期計算期間(H14.7.12~H15.7.11)	0
第5期計算期間(H15.7.12~H16.7.12)	0
第6期計算期間(H16.7.13~H17.7.11)	0
第7期計算期間(H17.7.12~H18.7.11)	0
第8期中間計算期間(H18.7.12~H19.1.11)	0

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(H11.7.23~H12.7.11)	1.2
第2期計算期間(H12.7.12~H13.7.11)	31.2
第3期計算期間(H13.7.12~H14.7.11)	12.4
第4期計算期間(H14.7.12~H15.7.11)	8.0
第5期計算期間(H15.7.12~H16.7.12)	20.0
第6期計算期間(H16.7.13~H17.7.11)	1.1
第7期計算期間(H17.7.12~H18.7.11)	32.6
第8期中間計算期間(H18.7.12~H19.1.11)	8.9

(注) 収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等（原交付目論見書26～27ページ）

、（略）

収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

（中略）

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行いません。

（以下略）

、（略）

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(2) 換金（解約）手続等（原交付目論見書27～28ページ）

換金に関する手続き、または換金価額についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

、（略）

解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

（略）

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記の規定に準じて計算された価額とします。

、（略）

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成19年1月4日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますの

で、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要（原交付目論見書28～31ページ）

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

受益権 1 口当たりの純資産額を基準価額といたします（ただし便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法（略）

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等 に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1.～7.（略）

8. 委託会社が監督官庁より認可()の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者(*)に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者(*)と受託会社との間において存続します。

金融商品取引法が施行された場合には、「認可」を「登録」と読み替えます。

* 金融商品取引法が施行された場合には、「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」と読み替えます。

9.（略）

(5) 信託約款の変更

1.～6.（略）

7.（削除）

（以下略）

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書31～35ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が新たに追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第7期中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期中間計算期間（平成18年7月12日から平成19年1月11日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）及び第8期中間計算期間（平成18年7月12日から平成19年1月11日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる中間監査報告書は当該中間財務諸表に添付されております。

中間財務諸表

りそな・日経225オープン

1 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第7期中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)	第8期中間計算期間末 (平成19年1月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		625,345,830	502,541,080
親投資信託受益証券		36,551,879,978	39,670,531,210
未収入金		130,000,000	50,000,000
未収利息		17	2,065
流動資産合計		37,307,225,825	40,223,074,355
資産合計		37,307,225,825	40,223,074,355
負債の部			
流動負債			
未払解約金		594,318,455	325,626,373
未払受託者報酬		16,439,026	24,175,424
未払委託者報酬		115,073,101	169,227,913
その他未払費用		1,150,668	1,692,214
流動負債合計		726,981,250	520,721,924
負債合計		726,981,250	520,721,924
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		39,290,051,206	41,373,121,751
剰余金			
中間欠損金		2,709,806,631	1,670,769,320
(分配準備積立金)		(445,415,306)	(1,543,729,471)
純資産合計		36,580,244,575	39,702,352,431
負債・純資産合計		37,307,225,825	40,223,074,355

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

科 目	期 別	第7期中間計算期間 自 平成17年 7月12日 至 平成18年 1月11日	第8期中間計算期間 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 1月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		2,074	150,790
有価証券売買等損益		10,768,630,933	4,530,224,692
営業収益合計		10,768,633,007	4,530,375,482
営業費用			
受託者報酬		16,439,026	24,175,424
委託者報酬		115,073,101	169,227,913
その他費用		1,150,668	1,692,214
営業費用合計		132,662,795	195,095,551
営業利益金額		10,635,970,212	4,335,279,931
経常利益金額		10,635,970,212	4,335,279,931
中間純利益金額		10,635,970,212	4,335,279,931
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		3,777,456,060	1,324,046,360
期首欠損金		20,076,680,345	6,071,005,906
欠損金減少額		17,515,888,052	2,502,757,292
当中間期一部解約に伴う欠損金減少額		17,515,888,052	2,502,757,292
欠損金増加額		7,007,528,490	1,113,754,277
当中間期追加信託に伴う欠損金増加額		7,007,528,490	1,113,754,277
分配金			
中間欠損金		2,709,806,631	1,670,769,320

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第7期中間計算期間 自 平成17年 7月12日 至 平成18年 1月11日	第8期中間計算期間 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 1月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び中間純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び中間純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの計算期間は平成17年7月12日から平成18年7月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成17年7月12日から平成18年1月11日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成18年7月12日から平成19年7月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成18年7月12日から平成19年1月11日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要(原交付目論見書35~37ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

- 1 受益者に対する特典
(略)
- 2 受益権の譲渡
(略)
- 3 受益権の譲渡の対抗要件
(略)
- 4 受益権の再分割
(略)
- 5 償還金
(略)
- 6 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
(略)

当該投資信託約款に係る新旧対照表

追加型証券投資信託 リそな・日経225オープン

下線部 _____ は変更部分を示します。

付表「運用の基本方針」の新旧対照表

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年9月29日現在の約款の内容)
<p>【運用の基本方針】 約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。</p> <p>【基本方針】(略)</p> <p>【運用方法】(略)</p> <p>【運用制限】(略)</p> <p>(1)～(7)(略)</p> <p>(8) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。</p> <p>(9) スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。</p> <p>(10) 金利先渡取引は約款第21条の範囲で行ないます。</p>	<p>【運用の基本方針】 約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。</p> <p>【基本方針】(略)</p> <p>【運用方法】(略)</p> <p>【運用制限】(略)</p> <p>(1)～(7)(略)</p> <p>(8) 有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行ないます。</p> <p>(9) スワップ取引は約款第23条の範囲で行ないます。</p> <p>(10) 金利先渡取引は約款第24条の範囲で行ないます。</p>

約款の新旧対照表

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年9月29日現在の約款の内容)
<p>【信託期間】 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項、および第48条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。</p>	<p>【信託期間】 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、および第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。</p>
<p>【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p>	<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p>
<p>【当初の受益者】 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p>	<p>【当初の受益者】 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p>
<p>【受益権の分割および再分割】 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>	<p>【受益権の分割および再分割】 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p>
<p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第9条 <u>この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属</u></p>	<p>【受益証券の発行】 第9条 <u>委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。</u></p>

は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（新設）

<p>【受益権の設定に係る受託者の通知】 第10条 <u>受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>【受益権の申込単位および価額】 第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。</p> <p><u>前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</u></p> <p>第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日</p>	<p>【受益証券の取得単位および価額】 第10条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条第1項の規定によって発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。</p> <p><u>委託者は、第9条第1項の規定によって発行される受益証券の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。</u></p> <p><u>前2項の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</u></p> <p>（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託</p>

<p>(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の<u>受益権</u>の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込をする場合の当該<u>受益権</u>の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての<u>受益権</u>の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益権</u>の価額は、原則として、<u>第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額</u>とします。</p> <p><u>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u></p>	<p>終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の<u>受益証券</u>の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込をする場合の当該<u>受益証券</u>の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての<u>受益証券</u>の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>第3項、<u>第4項</u>の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益証券</u>の価額は、各計算期間の終了日の基準価額とします。</p> <p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>【<u>受益証券の種類</u>】</p> <p>第11条 <u>委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。</u></p> <p>— <u>別に定める契約および保護預り契約に基づいて証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社(以下「保管会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。</u></p>

<p>【受益権の譲渡に係る記載または記録】</p> <p>第12条 <u>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、</u></p> <p><u>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</u></p>	<p>【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】</p> <p>第12条 <u>委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</u></p> <p><u>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</u></p> <p><u>前項の規定による名義書換の手続は、第36条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</u></p>
<p>【受益権の譲渡の対抗要件】</p> <p>第13条 <u>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p>	<p>【記名式受益証券の譲渡の対抗要件】</p> <p>第13条 <u>記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>【受益証券の再交付】</p> <p>第14条 <u>無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は無記名式の受益証券を再交付します。</u></p> <p>— <u>記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>【毀損した場合等の再交付】</p> <p>第15条 <u>受益証券を毀損または汚損した受益者が当該受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは前条の規定を準用します。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>【受益証券の再交付の費用】</p> <p>第16条 <u>委託者は、受益証券を再交付する時は、受益者に対して実費を請求することができます。</u></p>
<p>【運用の基本方針】</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>【運用の基本方針】</p> <p>第17条 (略)</p>
<p>以下、現行約款第18条から第37条まで各条を3条繰上げ</p>	

<p>【信託事務の諸費用】 第35条 (略)</p> <p>信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額は、<u>第33条</u>に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。</p>	<p>【信託事務の諸費用】 第38条 (略)</p> <p>信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額は、<u>第36条</u>に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。</p>
<p>【信託報酬等】 第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第33条</u>に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た金額とします。 (略)</p>	<p>【信託報酬等】 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第36条</u>に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た金額とします。 (略)</p>
<p>【収益分配】 第37条 (略)</p>	<p>【収益分配】 第40条 (略)</p>
<p>【追加信託金および一部解約金の計算処理】 第38条 (略)</p>	<p>【追加信託金および一部解約金の計算処理】 第41条 (略)</p>
<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の<u>払い込み</u>と支払いに関する受託者の免責】 第39条 受託者は、収益分配金については、<u>第40条</u>第1項に規定する支払開始日および<u>第40条</u>第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については<u>第40条</u>第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については<u>第40条</u>第5項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者の指定する預金口座等に払い込みます</u>。 受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座等に</u>収益分配金、償還金および一部解約金を<u>払い込んだ</u>後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の<u>委託者への交付</u>と支払いに関する受託者の免責】 第42条 受託者は、収益分配金については、<u>第43条</u>第1項に規定する支払開始日の<u>前日</u>および<u>第43条</u>第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については<u>第43条</u>第4項に規定する支払開始日の<u>前日</u>までに、一部解約金については<u>第43条</u>第5項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者に交付します</u>。 受託者は、前項の規定により<u>委託者に</u>収益分配金、償還金および一部解約金を<u>交付した</u>後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、<u>毎計算期間の末日</u>において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、<u>第41条</u>に規定する時効前の<u>収益分配金</u>にかかる<u>収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに</u>受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する</u></p>	<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引き換えに</u>受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します</u>。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融</p>

<p>証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権の取得の申込みに応じたもの</u>とします。<u>当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する<u>受益権の全部もしくは一部の口数</u>について、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益権の取得の申込み</u>を中止することを申し出た場合においては、<u>当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。</u></p> <p>償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）</u>に支払います。<u>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額</u>等に応じて計算されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>機関は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の売付</u>を行ないます。<u>ただし、第45条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</u></p> <p>前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する<u>受益証券の全部もしくは一部の口数</u>について、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の売付け</u>を中止することを申し出た場合においては、<u>前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。</u></p> <p>償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換え</u>に受益者に支払います。</p> <p>(略)</p> <p>前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額</u>等に応じて計算されるものとします。</p> <p>— <u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。</u></p> <p>— <u>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。</u></p>
<p>【収益分配金および償還金の時効】 第41条 受益者が、収益分配金については第40条第1項</p>	<p>【収益分配金および償還金の時効】 第44条 受益者が、収益分配金については第43条第1項</p>

<p>に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、<u>第40条第4項</u>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、<u>第43条第4項</u>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者</u>が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>
<p>【信託の一部解約】 <u>第42条</u> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる<u>受益権</u>については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。 <u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u> <u>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれま</u> <u>す。</u> （略） （略） 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、<u>第4項の規定に準じて計算された価額</u>とします。</p>	<p>【信託の一部解約】 <u>第45条</u> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。 <u>受益者が第1項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものと</u> <u>す。</u> 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 （略） （略） 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>証券</u>の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、<u>当該計算日の基準価額</u>とします。</p>
<p>【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】 <u>第43条</u> 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる<u>収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>【信託契約の解約】 <u>第44条</u> （略）</p>	<p>【信託契約の解約】 <u>第46条</u> （略）</p>

<p>【委託者の認可取消等に伴う取扱い】 第45条 (略)</p> <p>前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第49条第4項に該当する場合を除き</u>、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>	<p>【委託者の認可取消等に伴う取扱い】 第47条 (略)</p> <p>前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第51条第4項に該当する場合を除き</u>、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>
<p>【信託契約に関する監督官庁の命令】 第46条 (略)</p> <p>委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、<u>第49条の規定にしたがいます</u>。</p>	<p>【信託契約に関する監督官庁の命令】 第48条 (略)</p> <p>委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、<u>第51条の規定にしたがいます</u>。</p>
<p>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】 第47条 (略)</p>	<p>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】 第49条 (略)</p>
<p>【受託者の辞任に伴う取扱い】 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、<u>第49条の規定にしたがい</u>、新受託者を選任します。 (略)</p>	<p>【受託者の辞任に伴う取扱い】 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、<u>第51条の規定にしたがい</u>、新受託者を選任します。 (略)</p>
<p>【信託約款の変更】 第49条 (略)</p>	<p>【信託約款の変更】 第51条 (略)</p>
<p>【反対者の買取請求権】 第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は</u>、受託者に対し、<u>自己に帰属する受益権を</u>、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>	<p>【反対者の買取請求権】 第51条の2 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は</u>、受託者に対し、<u>自己の有する受益証券を</u>、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>【公告】 第51条 (略)</p>	<p>【公告】 第52条 (略)</p>
<p>【信託約款に関する疑義の取扱い】 第52条 (略)</p>	<p>【信託約款に関する疑義の取扱い】 第53条 (略)</p>
<p>(付則)</p> <p>第1条 第40条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額</u>と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額等</u>」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額</u>をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の<u>受益証券の価額</u>は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。</p> <p>第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第11条から第16条の規定および<u>受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p>	<p>(付則)</p> <p>第1条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額</u>と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額等</u>」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額</u>をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の<u>受益証券の価額</u>は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。</p> <p>第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属</p>

	<p>は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p>
(削除)	<p>— 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p>
(削除)	<p>— 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p>
(削除)	<p>— 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p>
(削除)	<p>— 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者</p>

(削除)	<p>に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</p>
(削除)	<p>— 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。</p>
(削除)	<p>— 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p>
(削除)	<p>— 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>

(参考) 金融商品取引法等の施行に伴う信託約款について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。（下線部は変更部分を示します。）

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225連動型)

投資信託説明書 (請求目論見書) 訂正事項分

2007.04

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書 (請求目論見書) により行う「りそな・日経225オープン」の募集については、委託会社は証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年4月11日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書 (請求目論見書) は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日経225オープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成19年4月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日経225オープン」の投資信託説明書 2006年10月（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第2 手続等（原請求目論見書1～3ページ）

1 申込（販売）手続等

(1)、(2)（略）

(3) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

（中略）

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせくださいなお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行ないます。

（以下略）

(4)、(5)（略）

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価額についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(3)、(4)（略）

(5) 解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

(6)（略）

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当

日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8)、(9) (略)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成19年1月4日以降の解約(換金)請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営(原請求目論見書3~9ページ)

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

受益権1口当たりの純資産額を基準価額といいます(ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。)

(以下略)

基準価額の計算頻度、照会方法 (略)

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(5) その他

信託の終了(ファンドの繰上償還)

1.~7. (略)

8. 委託会社が監督官庁より認可(*)の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者()に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者()と受託会社との間において存続します。

* 金融商品取引法が施行された場合には、「認可」を「登録」と読み替えます。

金融商品取引法が施行された場合には、「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」と読み替えます。

(以下略)

信託約款の変更

1.~6. (略)

7. (削除)

(以下略)

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「信託の終了 3.」または「信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

~ (略)

受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

2. 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

3. 委託会社は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

4. 委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

受益権の設定に係る受託者の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. (略)

2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

3. (略)

受益権の譲渡に係る記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3. 委託会社は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

~ (略)

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

開示 (略)

(以下削除)

2 受益者の権利等（原請求目論見書9～10ページ）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については支払開始日の前日および交付開始前に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当

該売付けにより増加した受益権は、上記「1 資産管理等の概要 (5)その他 受益権の帰属と受益証券の不発行 3.」の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- 4)前記 3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的引出せる「定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5)前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

- 1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2)償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- 3)償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

— 記名式受益証券の場合の権利行使 (削除)

— 収益分配金および償還金の時効 (略)

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書11～26ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の全文が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第7期中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期中間計算期間（平成18年7月12日から平成19年1月11日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）及び第8期中間計算期間（平成18年7月12日から平成19年1月11日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成17年7月12日から平成18年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成18年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月9日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成18年7月12日から平成19年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成19年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成18年7月12日から平成19年1月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

りそな・日経225オープン

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第7期中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)	第8期中間計算期間末 (平成19年1月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		625,345,830	502,541,080
親投資信託受益証券		36,551,879,978	39,670,531,210
未収入金		130,000,000	50,000,000
未収利息		17	2,065
流動資産合計		37,307,225,825	40,223,074,355
資産合計		37,307,225,825	40,223,074,355
負債の部			
流動負債			
未払解約金		594,318,455	325,626,373
未払受託者報酬		16,439,026	24,175,424
未払委託者報酬		115,073,101	169,227,913
その他未払費用		1,150,668	1,692,214
流動負債合計		726,981,250	520,721,924
負債合計		726,981,250	520,721,924
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		39,290,051,206	41,373,121,751
剰余金			
中間欠損金		2,709,806,631	1,670,769,320
(分配準備積立金)		(445,415,306)	(1,543,729,471)
純資産合計		36,580,244,575	39,702,352,431
負債・純資産合計		37,307,225,825	40,223,074,355

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第7期中間計算期間 自 平成17年 7月12日 至 平成18年 1月11日	第8期中間計算期間 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 1月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		2,074	150,790
有価証券売買等損益		10,768,630,933	4,530,224,692
営業収益合計		10,768,633,007	4,530,375,482
営業費用			
受託者報酬		16,439,026	24,175,424
委託者報酬		115,073,101	169,227,913
その他費用		1,150,668	1,692,214
営業費用合計		132,662,795	195,095,551
営業利益金額		10,635,970,212	4,335,279,931
経常利益金額		10,635,970,212	4,335,279,931
中間純利益金額		10,635,970,212	4,335,279,931
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		3,777,456,060	1,324,046,360
期首欠損金		20,076,680,345	6,071,005,906
欠損金減少額		17,515,888,052	2,502,757,292
当中間期一部解約に伴う欠損金減少額		17,515,888,052	2,502,757,292
欠損金増加額		7,007,528,490	1,113,754,277
当中間期追加信託に伴う欠損金増加額		7,007,528,490	1,113,754,277
分配金			
中間欠損金		2,709,806,631	1,670,769,320

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第7期中間計算期間 自 平成17年 7月12日 至 平成18年 1月11日	第8期中間計算期間 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 1月11日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び中間純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び中間純損益金額としております。
4.その他	当ファンドの計算期間は平成17年7月12日から平成18年7月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成17年7月12日から平成18年1月11日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成18年7月12日から平成19年7月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成18年7月12日から平成19年1月11日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)	第8期中間計算期間末 (平成19年1月11日現在)
1. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額 元本の欠損 2,709,806,631円	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 41,373,121,751口 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,670,769,320円
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9310円 (10,000口当たり純資産額 9,310円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9596円 (10,000口当たり純資産額 9,596円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日	第8期中間計算期間 自 平成18年7月12日 至 平成19年1月11日
受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 16,439,026円	受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 24,175,424円

(重要な後発事象に関する注記)

第7期中間計算期間(自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日)

該当事項はありません。

第8期中間計算期間(自 平成18年7月12日 至 平成19年1月11日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第7期中間計算期間 自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日		第8期中間計算期間 自 平成18年7月12日 至 平成19年1月11日	
期首元本額	59,851,232,749 円	期首元本額	51,100,890,962 円
期中追加設定元本額	34,884,034,122 円	期中追加設定元本額	11,681,034,137 円
期中一部解約元本額	55,445,215,665 円	期中一部解約元本額	21,408,803,348 円

2. 売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第7期中間計算期間(自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日)

該当事項はありません。

第8期中間計算期間(自 平成18年7月12日 至 平成19年1月11日)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第7期中間計算期間(自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日)

該当事項はありません。

第8期中間計算期間(自 平成18年7月12日 至 平成19年1月11日)

該当事項はありません。

参考

りそな・日経225オープン マザーファンド

当ファンドは「りそな・日経225オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「りそな・日経225オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成19年1月11日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		192,696
コール・ローン		17,309,447,086
株式		60,539,340,800
未収配当金		45,554,175
未収利息		71,134
差入委託証拠金		18,900,000
流動資産合計		77,913,505,891
資産合計		77,913,505,891
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		31,947,000
未払金		9,140,903,200
未払解約金		5,770,000,000
流動負債合計		14,942,850,200
負債合計		14,942,850,200
純資産の部		
元本等		
元本		61,750,891,470
剰余金		
剰余金		1,219,764,221
純資産合計		62,970,655,691
負債・純資産合計		77,913,505,891

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 平成18年7月12日 至 平成19年1月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	
2. 費用・収益の計上基準	(2) 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。	
3. その他	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成19年1月11日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は平成18年7月12日から平成19年7月11日までとなっております。	

(その他の注記)

(平成19年1月11日現在)	
1. 期首	平成18年7月12日
期首元本額	89,871,268,129円
期首より平成19年1月11日までの期中追加設定元本額	44,734,436,987円
期首より平成19年1月11日までの期中一部解約元本額	72,854,813,646円
期末元本額	61,750,891,470円
期末元本額の内訳	
りそな・日経225オープン	38,900,305,168円
S G日経225インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	22,721,867,372円
りそな・日経225オープンVA（適格機関投資家専用）	128,718,930円
2. 担保に供されている資産	
先物取引証拠金の代用として差し入れている資産は次の通りであります。	
株式	421,500,000円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0198円
（10,000口当たり純資産額）	10,198円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

平成19年2月28日現在

資産総額	33,053,840,096 円
負債総額	1,624,541,278 円
純資産総額 (-)	31,429,298,818 円
発行済数量	31,365,133,582 口
1万口当り純資産額 (/)	10,020 円

(参考) りそな・日経225オープン マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成19年2月28日現在

資産総額	90,898,792,184 円
負債総額	32,175,981,250 円
純資産総額 (-)	58,722,810,934 円
発行済数量	55,082,857,724 円
1万口当り純資産額 (/)	10,661 円

第5 設定及び解約の実績 (原請求目論見書 26 ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成11年7月23日～平成12年7月11日)	8,855,573,999	2,365,918,333
第2期計算期間 (平成12年7月12日～平成13年7月11日)	25,244,250,734	8,098,289,278
第3期計算期間 (平成13年7月12日～平成14年7月11日)	16,539,370,825	10,573,331,350
第4期計算期間 (平成14年7月12日～平成15年7月11日)	32,928,680,029	14,680,405,430
第5期計算期間 (平成15年7月12日～平成16年7月12日)	54,622,091,045	48,468,629,277
第6期計算期間 (平成16年7月13日～平成17年7月11日)	42,968,773,358	37,120,933,573
第7期計算期間 (平成17年7月12日～平成18年7月11日)	66,236,824,743	74,987,166,530
第8期中間計算期間 (平成18年7月12日～平成19年1月11日)	11,681,034,137	21,408,803,348

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の販売数量を含みます。